

神奈川県建築基準法施行細則の一部改正の概要

1 改正の趣旨

建築基準法による建築確認済証が交付された建築物については、「建築計画概要書等の写し」及び「台帳記載事項証明書」（以下「建築計画概要書等」という。）の交付を5つの土木事務所で行っている。

申請者の待ち時間の短縮等のため、「建築計画概要書等閲覧交付システム（以下、「システム」という。）」の開発を進めている。

令和6年10月1日の運用開始に伴い、建築計画概要書等の交付請求に関する規定の改正等、所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) システムで建築計画概要書等の交付を請求する場合は、申請者が自らシステムに接続された端末機器を操作する方法となることから、その場合は申請書（第19号様式）による請求を不要とする規定を追加する。（第30条関係）
- (2) システムでは5つの土木事務所の建築計画概要書等のデータを保有することから、5つの土木事務所の所管区域に関わらず交付を可能とする規定を追加する。（第30条関係）
- (3) 台帳記載事項証明書の様式の宛名の表記を削除する。（第21号様式関係）

3 施行日

令和6年10月1日